

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の社会福祉法人B（以下「事業場」という。）に雇用され、介護支援員として入所者の入浴時の介助、食事の準備、清掃作業等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、入浴を済ませ、ストレッチャーに臥床している入所者にパンツとズボンを履かせるために臀部を浮かさせて、パンツとズボンを下から引き上げようとした際、入所者が臀部を沈めたため、請求人の右手が入所者の臀部の下敷きになり負傷したとしている（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し、「右手関節偽痛風、蜂窩織炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 爭 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、本件事故が原因で本件疾病を発症した旨主張しているので、本件疾病と本件事故との医学的因果関係の有無について、以下検討する。

(2) D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「右手関節偽痛風及び蜂窩織炎の発症について、本件事故による打撲が原因である」旨述べているものの、その理由として、「介護中、右手関節の上に介護患者が乗ってしまい、偽痛風発作の強烈な感染に発展したと考えられる」としているのみであり、医学上の明確な根拠は何ら示していない。また、E医師は、診断書において、要旨、「受傷後に症状が急激に進展していることから、外傷との相当因果関係は否定できないと思う」旨述べているものの、同医師の意見は、単に可能性を述べたに過ぎないものと認められ、当審査会としては、いずれの医師の意見も採用することはできない。

(3) 一方、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人の打撲は入所者の臀部が右手に落ち、臀部とストレッチャーとの間に挟まれることにより発症したものと思料される。右手関節偽痛風は請求人が既にり患していたものであり、私病である。蜂窩織炎については、毛孔あるいは汗孔よりの感染があつて、症状は出現していたものであり、今回の入所者の臀部が落ちてストレッチャーと挟んだことは単なる機会原因と考えることが妥当である。」旨述べている。この点、E医師は、上記の診断書において、「皮膚は外界から

の感染を防ぐ大事な組織であるが、手術後なので容易に菌が侵入する可能性がある」と述べ、また、D医師は診療情報提供書において、「既往の数回の手術で組織がもろく、壊死性筋膜炎に発展した可能性は否定できない」と述べていることに鑑みると、請求人は、10回の手術により右手の組織が相当脆くなっていることが認められることから、日常生活においても、毛孔あるいは汗孔から容易に菌が侵入する可能性が高かったものと推認される。また、本件事故は、入浴後の臀部に挟まれたものであり、清潔な状態であったものと認められる。

よって、蜂窩織炎の発症について、当審査会としては、本件事故は単なる機会原因であるとのF医師の意見は妥当であるものと判断する。また、右手関節偽痛風については、本件事故以前から治療が行われていることから、既にり患していたものと判断する。

(4) 以上から、本件事故と本件疾病との間には相当因果関係は認められないと判断する。

(5) なお、請求人らの主張及び審査資料を改めて仔細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。